

食安輸発1225第3号
平成25年12月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のジフェノコナゾール、緑豆のホキシム、カメルーン産カカオ豆のクロルピリホス及び韓国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のジフェノコナゾール)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年12月17日付け食安輸発1217第1号)に基づき実施しているところです。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のジフェノコナゾールの項を削除します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第3から中国産緑豆のホキシムの項、カメルーン産カカオ豆のクロルピリホスの項及び韓国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のジフェノコナゾールの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。